［削る］

［削る］

［削る］

（電磁的記録による提出）

第十二条　第十条の規定による調査票の提出は、第八条の規定により報告すべきこととされている事項を調査票の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

第十三条　［略］

第十三条の三　前条第一項の規定による提出をしようとする者は、第八条の規定により報告すべきこととされている事項を調査票の様式に準ずる様式により前条第一項の入出力装置（当該提出をしようとする者の使用に係るものに限る。）から入力しなければならない。

第十三条の四　前条の入力は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ〇二〇八附属書一で規定する方式に従つてしなければならない。

２　前条の入力は、日本工業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

第十三条の五　削除

（電磁的記録による提出）

第十三条の六　第十条の規定による調査票の提出は、第八条の規定により報告すべきこととされている事項を調査票の様式に準ずる様式により記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。

２　報告義務者及び一括調査報告義務者が前項の規定による提出をする場合における第十一条並びに第十三条第一項及び第二項の規定の適用については、第十一条中「調査票を整理した上、審査し、一部を保存し、一部を」とあるのは「電磁的記録を整理した上、審査し、」と、第十三条第一項中「調査票の提出部数、提出期日及び提出先は、別表で調査の範囲及び調査の種類別に、それぞれ　同表の提出部数、提出期日及び提出先の欄」とあるのは「電磁的記録の提出枚数は一枚とし、電磁的記録の提出期日及び提出先は、別表で調査の範囲及び調査の種類別に、それぞれ同表の提出期日及び提出先の欄」と、同条第二項中「調査票の提出期日」とあるのは「電磁的記録の提出期日」とする。

第十四条　削除

第十五条　削除

（統計調査員）

第十六条　生産動態調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、第三項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「生産動態調査員」という。）とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員

二　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項に規定する警察官又は同法第五十五条第一項に規定する警察官

２　生産動態調査員は、都道府県知事から指定された事業所又は特定事業所（以下「担当事業所等」という。）を担当する。

３　生産動態調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当事業所等に係る調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。

第十七条　削除

第十八条　削除

第十九条　［略］